

## 日本遺伝子細胞治療学会規則第 2 号（会費規則）

### （適用）

第 1 条 この規則は、一般社団法人日本遺伝子細胞治療学会（以下、「本法人」と略す。）の会費について、本法人の定款第 10 条に規定することのほか、以下のとおり定めるものとする。

### （会費）

第 2 条 本法人会員の会費は、次のとおりとする。

(1) 一般会員 年額 10,000 円

日本遺伝子細胞治療学会規則第 1 号（入会規則）第 2 条（2）に該当する者のうち大学院に在籍中の者、同条（3）に該当し期限付研究員（ポストドクトラルフェロー等）として研究している者、同条（4）に該当する者、及び同条（5）に該当し在学中の者については年額 5,000 円に減額する。

(2) 評議員 年額 12,000 円

(3) 理事 年額 15,000 円

### （納入規定）

第 3 条 会費は、当該事業年度の間、年額の全額を納入しなければならない。

2 会費は、年額を分割して納入することができない。

### （会費滞納者の取扱い）

第 4 条 定款第 11 条第 4 項（2）の規定により、継続して会費を 2 年以上滞納した者は、会員資格を喪失する。

2 前項の規定により会員資格を喪失した者が復権を求めた場合、会員資格喪失期間が 1 年以下で、かつ未納年会費及び会員資格喪失期間の年会費の納入があった場合、並びに理事長が認める特段の事情があった場合に限り、会員として復権することを認め、会員資格喪失期間も含めて継続して会員であったものとする。この場合、定款第 7 条の規定により入会手続きを取らなくてはならない。

### （規則の変更）

第 5 条 この規則は、理事会の決議を経て変更できるものとする。

## 附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。